STARR INSURANCE COMPANIES WORLDWIDE NETWORK



米国

アトランタ フィラデルフィア ボストン サンフランシスコ カービンテリア スコッツデール シカゴ

ダラス カナダ フォート ローダーデール トロント ヒューストン

マイアミ ナッシュビル ニューヨーク

ロサンゼルス

7

アルゼンチン (ブエノスアイレス) コロンビア (ボゴタ) ベルー (リマ) メキシコ (メキシコシティ) チリ (サンティアゴ) ブラジル (サンパウロ)

欧州

スロバキア (ブラチスラバ) ハンガリー (ブダペスト) 英国 (ロンドン) スペイン (マドリード) ドイツ (ミュンヘン) チェコ (ブラハ) オランダ (ロッテルダム) マルタ (セントジュリアンズ) スイス (チューリッヒ)

アジア・太平洋

中国 (北京、上海)
アラブ首長国連邦 (ドバイ)
マレーシア (クアラルンプール)
フィリピン (マニラ)
オーストラリア (メルボルン)
日本 (東京、大阪、福岡)
シンガポール
香港 (ワンチャイ)
タイ (バンコク)

2022年9月末現在

免責条項(保険金をお支払しない主な場合)

バミューダ

ハミルトン

外航貨物海上保険

- ①故意・違法行為による損害
- ②梱包または梱包準備の不完全・コンテナ内への積付不良による損害(ただし、危険開始後に"被保険者もしくはその使用人"以外の者によって行われる場合を除きます。)
- ③貨物固有の瑕疵または性質による損害(自然の消耗、通常の減少、発汗、 蒸れ、自然発火、腐敗、変質、錆び等)
- ④航海、運送の遅延に起因する損害
- ⑤間接費用(慰謝料、違約金、廃棄費用、残存物取片付け費用等)
- ⑥貨物が陸上にある間の戦争危険による損害
- ⑦原子力・放射能汚染危険による損害
- ⑧化学・生物・生物化学・電磁気等の兵器による損害
- ⑨通常の輸送過程ではない保管中等のテロ危険による損害
- でいるがある。 であるが、損傷または費用(ただし、被保険者がそのような支払 不能または金銭債務不履行が、航海の通常の遂行を妨げることになり得 ることを当然知っているべきである場合に限ります。)
- ⑪被保険者が事業者(個人事業主を含む)である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害 など

英文商業用賠償責任保険(海外PL保険)

- ①被保険者が予期または意図した身体の障害または財物の損壊
- ②契約または合意により加重された賠償責任
- ③労働者災害補償法および類似の法律に基づく被保険者の義務
- ④被保険者の業務により従業員が被った身体の障害
- ⑤戦争、軍隊による軍事行動、暴動、反乱、革命等により発生した身体の障害または財物の損壊
- ⑥所有・賃借・占有する財物、保管・管理する動産の損壊
- ②記名被保険者の生産物、作業またはそれらの一部に起因する記名被保険 者の生産物または作業自体の損壊
- ⑧使用阻害財物または物理的には損傷を被ってはいない財物についての損害。ただし、生産物が意図された用途に供された後に、その生産物に急激かつ偶然な物理的損傷が生じたことによって、その他の財物の使用不能損害が発生した場合を除きます。
- ⑨生産物のリコールに関する損害・費用
- ⑩原子力危険に関連する損害
- ⑪アスベストまたはシリカによる損害
- ⑫日本国、国際連合、ヨーロッパ連合(EU)またはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令等へ抵触する場合 など
- ◇このご案内は、外国貨物海上保険およびCommercial General Liability Insurance (英文商業用賠償責任保険)の概要をご説明したものです。詳細についてはパンフレット、約款をご覧いただくか、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◇ご契約前に重要事項説明書を必ずご確認ください。

<引受保険会社>



スター保険会社
スター保険会社
ライアビリティ・カンパニー

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号 千代田ファーストビル東館4階 TEL:03-6478-6363(代) FAX:03-6478-6390



<取扱代理店>



海外進出における リスクからお守りします。

自社製品等の輸出に関わる ビジネスリスク補償プラン

【外航貨物海上保険+英文商業用賠償責任保険(海外PL保険)】



外航貨物海上保険

外航貨物海上保険は国際輸送中に発生する、

貨物の損傷・滅失による損害を補償する保険です。

運送人の管理下で発生した事故については、運送人への賠償請求を通じ損害を補填することも可能ですが、外航貨物海上 保険に加入することで迅速な損害補填が可能となるほか、以下の点においてメリットがあります。



運送人の責任制限を超えた損害の補填に

運送人の管理下で損害が発生した場合、通常は運送人は発生した損害について、荷主に賠償責任がありますが、この賠償の範囲は運送契約およ び各種の国際条約によって制限されます。このため、事故が発生した場合、運送人から損害の賠償を得られないケースや、一部しか損害の補填が できないケースに備え、外航貨物海上保険に加入するメリットがあります。



共同海損が発生した際の迅速な貨物のお受取のために

船舶が航海中に海難事故に遭遇した際に、船主により「共同海墁」が宣言されると、この海難によって発生した損害・費用を、荷主と船主などが共同して 分担することになりますが、この分担額は外航貨物海上保険によって補償されます。このとき船主は保険会社の保証状を受け取るまで貨物の受け渡し に応じません。保険加入により万一事故が発生した際のスムーズな貨物のお受取が実現できます。

基本の補償内容

外航貨物海上保険は世界的に使用されている協会貨物約款(Institute Cargo Clauses:以下ICC)によってお引受いたします。 この約款にはICC(A)、ICC(B)、ICC(C)の3つの基本条件があり、それぞれ保険金をお支払いする場合の概要は下表のとおりです。

リス <i>ク</i> の 種別			- E		***			,4,	:::		₩ ₩		<u>Car</u>	
		火災•爆発	船舶または 艀の 沈没・座礁	陸上輸送 用具の 転覆・脱線	輸送 用具の 衝突	本船または 解への積込・ 荷卸中の 落下による梱包 1個毎の全損	海・湖・河川の 水の輸送用具・ 保管場所への 浸入	地震・ 噴火・雷	雨・雪等による濡れ	破損・まがり・ へこみ、 擦損・かぎ損	盗難• 抜荷•不着	外的な要因 をともなう 漏出・不足	共同海損• 救助料、 投荷	波ざらい
基本条件	ICC (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ICC (B)	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×	×	0	0
	ICC (C)	0	0	0	0	×	×	×	×	×	×	×	0	X

○ お支払いの対象となります。 X お支払いの対象となりません。(ただし、特約をセットした場合には、お支払いの対象となります。)

上記に加え、個別のお客さまの物流実態等に応じて、基本条件に上乗せし各種の特約をセットすることで、お客さまのニーズに沿った テイラーメイドで柔軟な保険設計を行えます。



戦争危険、ストライキ危険の補償内容

戦争危険、ストライキ危険はそれぞれ2009年制定協会戦争約款、2009年制定協会ストライキ約款で補償いたします。 (*1) 戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、これらの状態における捕獲・拿捕や、遺棄された機雷・魚雷 (*2) ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒擾もしくは暴動

保険期間

外航貨物海上保険は、戦争危険(*1)を除き、貨物が仕出地の工場や倉庫等において、輸送用具への積込みのため最初に動かされた時に 開始し、仕向地の輸入者の倉庫において荷卸しが完了した時に終了します。

ただし、次のような場合には、上記保険期間の範囲内であっても保険は終了します。

- ① 外航本船から荷卸しされて60日経過した時(航空機輸送の場合は荷卸し後30日経過した時)
- ② 通常の輸送過程にあたらない保管または仕分け等のために倉庫において荷卸しされた時
- *1 戦争危険の保険期間は外航本船に積載されている間に限定されます。

また、主に輸入者が保険を手配する場合において、売主と買主の間で定められた危険負担の取決(通常はインコタームズによって規定さ れます)に応じ、本船積込前の危険を被保険者が負担していない場合には、保険は輸入者に危険が移転する時に開始します。 これらをまとめた外航貨物海上保険の保険期間は下図のとおりです。

【CIF輸出(海外向け)の場合の保険期間】



【FOB、CFR輸入(日本向け)の場合の保険期間】



海外PL保険

海外PL保険は輸出した製品に起因して発生した対人・対物 事故による法律上の損害賠償責任を補償する保険です。

英文商業用賠償責任保険(以下、海外PL保険という)では、被保険者に対する損害賠償金のほか、被保険者が負担する争訟関連 費用(弁護士費用、協力費用等)を補償します。また、保険適用地域で発生するPL事故について、事故処理サポートを提供します。

高額な負担への準備

海外、特に米国における訴訟に対応する賠償金や弁護士費用は、非常に高額になるケースがあります。 海外PL保険では、賠償金のみならず弁護士費用などの争訟関連費用も保険金のお支払いの対象となるため、万が一の 事故発生時に備えることができます。

【高額賠償の事故事例】

オーストラリアで販売された日本製の清涼飲料水を飲んで健康被害にあったとして、 現地被害者約600人が日本の製造会社と輸出業者等に損害賠償請求を行った。

和解金: 2,500万豪ドル

(当時の換算レートで約24億円※) ※97.77円/豪ドルで換算した参考値

訴訟対応への負担の軽減

保険会社の経験豊富なスタッフやPL訴訟に精通した弁護士が被保険者に代わって訴訟に対応するため、貴社が単独で 訴訟に対応する場合と比べ、負担を軽減できます。

海外PL保険の特長

海外PL保険は国外の賠償事故に対応するために英文の約款で構成されており、保険会社が貴社に代わって訴訟の対応*に あたり、その費用をお支払するという特長があります。

*国や地域の法律等により、保険会社が示談代行を行うことを禁止されている場合は対応ができません。

海外の訴訟環境

一般的に英米法体系を採用している国々においては、PL訴訟をはじめとして、訴訟環境が厳しいといわれています。 法制度や訴訟制度、法習慣や商習慣が異なる海外における訴訟対応は相当な時間と負担がかかります。

- ●英米法体系はコモン・ローとも言われ、判例法主 義、陪審制が採用されています。
- ●日本は、大陸法と英米法のハイブリッドな法体系 にあるとされています。
- ●ハイブリッドな法体系にある国でも、中国などは 懲罰賠償を採用しています。
- ●英米法体系の国々ばかりでなく、それ以外の欧 州・アジアの諸国においてPL(製造物責任*)法が 制定されており、輸出企業にとってPLリスクへの 対応は重要な問題と位置付けられています。

*製造物責任は、一般的に無過失責任と言われています。



お支払いする保険金

(1) 損害賠償金

法律上の損害賠償金

- ・身体障害の場合: 治療費、逸失利益、慰謝料
- ・財物損壊の場合: 修理費(修理不能の場合は時価額が限度となります。)

(2) 訴訟費用、弁護士報酬

被保険者に対し提起された訴訟の防御を保険会社社が行い、クレーム解決に要した訴訟費用や弁護士報酬等をお支払します。

(3) その他の費用

次の諸費用もお支払いの対象となります。

- ・急激かつ突発的な事故による身体障害の応急手当として被保険者が負担した費用
- ・クレーム訴訟の調査、防御のため、当社に協力するために被保険者が負担した妥当と認められる費用
- ・訴訟において要求された上訴ボンド、差押え解除のためのボンド